

証券コード 7364
(電子提供措置開始日)2026年3月9日
(発送日)2026年3月16日

株 主 各 位

沖縄県中頭郡中城村字南上原1112番地1
琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社
代表取締役会長兼社長 早川 周作

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第8期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ryukyuasteeda.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（琉球アスティーダスポーツクラブ）または証券コード（7364）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月30日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

本株主総会におきましては、議事を円滑かつ効率的に行うとともに、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細等の簡素化を検討し、開催時間の短縮を図る予定です。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年3月31日（火曜日）
午後3時30分（受付開始 午後3時00分）
2. 場 所 （会場名）銀座ユニーク5丁目 G401 カンファレンスルーム
（住 所）東京都中央区銀座5丁目14番地6号橋ビルⅡ
（前回の定時株主総会は沖縄県那覇市で行いましたが、株主様の利便性を考慮の上、会場が変更になっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第8期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 資本金、資本準備金の額の減少並びに剰余金処分（欠損填補）の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎郵送による議決権行使の際は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年3月30日（月曜日）午後6時の行使期限までに到着するようご返送ください。
- ◎議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。
- ◎会場には、株主様のみご入場できます。同伴者様はご入場できませんのでご了承ください。
- ◎入場は先着順とさせていただきます。満席となった場合は入場をお断りすることがございます。あらかじめご了承ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合及び、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、当社ウェブサイト（<https://ryukuasteeda.jp/ir/>）に掲載いたします。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎当日のお土産の配付はございません。

事業報告

自 2025年1月1日

至 2025年12月31日

1. 会社の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が徐々に改善しており、緩やかな回復基調にあります。一方で継続的な物価上昇による消費マインド回復の遅れや、不安定化する国際情勢等、先行き不透明な状況にあります。

当社はこのような環境下においても、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」を合言葉に各事業を展開してまいりました。

当社の業績におきましては、当事業年度の売上高は489,069千円、営業損失は75,352千円、経常損失は78,197千円、当期純損失は62,844千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(スポーツ関連事業)

スポーツ関連事業におきましては、Tリーグ2024-2025シーズンにおいて、琉球アスティータは惜しくもファイナルにて敗戦を期した結果優勝を果たすことが出来ず、シーズン2位となりました。7月に開幕しましたTリーグ2025-2026シーズンにおいては、琉球アスティータは2026年1月末時点でし烈なプレーオフ進出争いをしております。業績に関しては新規スポンサーの獲得が鈍化しており、売上高は74,216千円、セグメント損失は162,443千円となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、不採算が継続したことにより直営が5店舗全店を閉鎖いたしました。その結果、売上高は85,332千円、セグメント損失は24,090千円となりました。

(アスティーダサロン事業)

会員制経営者コミュニティサロンを運営しているアスティーダサロン事業におきましては、会員数が堅調に推移したことに加え、2025年6月に大規模カンファレンスであるアスティーダエグゼクティブサロン2025 in 北海道、12月にエグゼクティブサロン2025 in 沖縄での収益を計上した結果、売上高は329,519千円、セグメント利益は222,081千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、以下のとおり金融機関から資金の借り入れ、第三者割当増資による資金の調達を行いました。

・金融機関からの借入れによる資金調達

借入先	株式会社沖縄銀行
借入金額	25,000千円
借入実行日	2025年8月22日
借入期間	2025年8月22日から 2026年2月20日まで
借入利率	年3.450%
担保等の有無	無担保
財務制限条項	なし

・株式の発行による資金調達

区分	発行株式数	1株当たり 発行価額	調達金額	払込期日
第三者割当増資	20,000株	1,000円	20,000千円	2025年 2月28日
第三者割当増資	22,000株	1,000円	22,000千円	2025年 3月28日
第三者割当増資	50,000株	1,000円	50,000千円	2025年 4月16日
第三者割当増資	50,000株	1,000円	50,000千円	2025年 6月9日

④ 重要な企業再編等の状況

2025年6月23日付で、当社の連結子会社であった九州アスティーダ株式会社（現九州カーリーナ株式会社）の株式全株を売却いたしました。これにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より非連結決算に移行しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第5期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第6期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第7期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	第8期(当事業年度) 2025年1月1日から 2025年12月31日まで
売上高(千円)	435,214	501,567	512,387	489,069
経常損失 (△)(千円)	△185,228	△93,966	△86,857	△78,197
当期純損失 (△)(千円)	△261,695	△96,108	△87,627	△62,844
1株当たり当期純損失 (△)(円)	△174.69	△59.34	△54.10	△36.60
総資産(千円)	310,644	255,590	128,446	99,325
純資産(千円)	△120,172	△216,281	△303,908	△224,753
1株当たり純資産(円)	△74.44	△133.78	△187.88	△127.80

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により、1株当たり純資産は期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 第8期より連結計算書類を作成しておりませんので、企業集団の財産及び損益の状況は記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当事業年度において、当社が保有する以下の連結子会社の株式全株を売却したため、連結の範囲から除外しております。

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な 事業内容
九州アスティード株式会社 (注1)	11,000千円	97.67% (注2)	プロ卓球チームの運営

- (注) 1. 本報告書提出時点において、「九州カーリーナ株式会社」に商号が変更されております。
2. 2025年6月23日の株式譲渡実行前の所有割合を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 人材の確保及び育成

当社におきましては、スポーツ関連事業でのスポンサー獲得のための営業活動、ファンの満足度向上のためのイベント企画、Tリーグの興行運営だけではなく、アスティーダサロン会員向けの顧客サービス、エグゼクティブサロン運営のための人材の確保とその育成が重要な課題となります。新卒採用・中途採用のみならず、アルバイトの社員登用などを積極的に行うとともに、教育・研修の強化を図りながら、社員・アルバイトの教育・育成に取り組んでまいります。

② 事業資金の確保について

新型コロナウイルスの影響拡大時に事業資金を確保するために、金融機関からの借入金による調達を行っておりますが、今後につきましては、営業キャッシュ・フローの獲得により借入金の返済を進めるとともに、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことにより、中長期的に安定した成長が可能な財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社は、「沖縄から世界へ」を合言葉に、スポーツの力で社会貢献をしていくことを目指しています。私たちの活動と、世界で活躍する選手たちに刺激を受けた沖縄の子どもたちが、スポーツに興味を持ち、卓球を含む様々なスポーツを楽しむことで、優秀な選手を育成・輩出する場所を作っていきます。その先で、琉球アスティーダが日本だけでなく世界でも知られるビッグクラブとなることを目標に掲げています。そのことにより、沖縄の魅力がより広く世界に知られ、地域創生に繋がる活動を継続してまいります。

また、会員制経営者コミュニティサロンである「アスティーダサロン」を運営しております

セグメント区分	主 要 業 務
ス ポ ー ツ 関 連 事 業	卓球事業（スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、ファンクラブ収入、チケット収入、クラブトークン収入、Tリーグ配分金・運営受託収入等）、その他
アスティーダサロン事業	会員制経営者コミュニティサロンの運営

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

部 門	名 称	所 在 地
本 社	本社	沖縄県中頭郡中城村字南上原1112-1 オーシャンビュー松山Ⅱ B1F
事務所	那覇事務所	沖縄県那覇市安里381-1 ZORKS沖縄
卓 球	琉球アスティーダ アカデミー卓球場	沖縄県中頭郡中城村字南上原823-4

(注) 当事業年度において、飲食事業からの撤退を行い、「いちやりばコラボ」北谷店、「MEAT & PIZZAバルコラボ」那覇天久店、「いちやりばコラボ」沖国大前店、バルコラボ」那覇新都心店、「バルコラボ」県庁前店を閉鎖いたしました。

(7) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11 (18) 名	4名減 (17名減)	35歳	1.61年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

セグメントの名称	従業員数 (名)
スポーツ関連事業	4
アスティーダサロン事業	4
全社 (共通)	3
合計	11

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社 沖縄銀行	54,853
沖縄振興開発金融公庫	56,406
株式会社 商工組合中央金庫	24,800
株式会社 鹿児島銀行	14,988
株式会社 琉球銀行	7,010
株式会社 沖縄海邦銀行	6,552
合計	164,609

2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,761,700株
- (3) 株主数 204名
- (4) 大株主 (上位13名)

株 主 名	所 有 株 式 数	株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
早川 周作	863,900株	49.03
佐野 健一	85,600株	4.85
MTGV投資事業有限責任組合	60,000株	3.40
有限会社FORWARD	50,000株	2.83
岡田 晃男	45,000株	2.55
内藤 忍	37,000株	2.10
株式会社Local Power	30,000株	1.70
明星 智洋	28,000株	1.58
荒生 智啓	27,000株	1.53
五十部 紀英	27,000株	1.53
砂田 和也	27,000株	1.53
西川 慶	27,000株	1.53
サイブリッジグループ株式会社	27,000株	1.53

(注) 自己株式は保有しておりません。

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

		第 1 回新株予約権		第 3 回新株予約権	
発行決議日		2019年3月29日		2020年1月30日	
新株予約権の数		2,000個 (注) 1		18,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき30株) (注) 1		普通株式 18,000株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額		無償		新株予約権1個当たり 8円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 334円 (1株当たり11円) (注) 1		新株予約権1個当たり 492円 (1株当たり492円)	
行使することができる期間		2021年4月27日から 2029年3月28日まで		2020年1月31日から 2030年1月30日まで	
行使の条件		(注) 2		(注) 2	
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数(注) 1	400個	新株予約権の数	17,000個
		目的となる株式数(注) 1	400株	目的となる株式数	17,000株
		保有者数	2名	保有者数	2名
	社外取締役	新株予約権の数(注) 1	300個	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数(注) 1	300株	目的となる株式数	0株
		保有者数	2名	保有者数	0名
	監査役	新株予約権の数(注) 1	100個	新株予約権の数	1,000個
		目的となる株式数(注) 1	100株	目的となる株式数	1,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名

(注) 1. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式1株につき30株の株式分割をしておりますが、上記「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、及び「役員の保有状況」は、当該株式分割前の「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、及び「役員の保有状況」を記載しております。なお、当該株式分割により、新株予約権①の「新株予約権の数」は60,000個、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」は新株予約権1個当たり334円(1株当たり334円)、「役員の保有状況」は取締役12,000個12,000株、社外取締役9,000個9,000株、監査役3,000個3,000株にそれぞれ調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 会長兼社長	早川 周作	—
取 締 役	照屋 成次	スポーツ関連事業本部長
取 締 役	田野口 浩太	CFD管理本部長
取 締 役 (社外)	東 俊 介	株式会社アーシャルデザインInnovation事業部事業 責任者 株式会社MAGNET取締役 株式会社北國銀行ハンドボール部 監督
取 締 役 (社外)	上 原 仁	CoalisInc. ジェネラルパートナー 国立大学法人神戸大学客員教授
取 締 役 (社外)	川名 廣季	株式会社Job-up 代表取締役
常勤監査役	兒玉 竜幸	弁護士法人琉球法律事務所
監 査 役 (社外)	山下 翔一	一般財団法人カブジチコンソーシウム代表理事 株式会社サガプリンティング取締役 一般財団法人全世界シンクロ・アート財団理事 環境省主導国家プロジェクト「地域循環共生圏」参 画 クラファン株式会社 社外取締役 一般社団法人おうえんフェス理事・会長 ごちつぶ株式会社取締役会長 株式会社TRAYD INNOVATION社外取締役 株式会社日本情報セキュリティ代表取締役 株式会社NINJA SYSTEMS取締役 NEO ASIA JAPAN株式会社取締役・球団GM 推し旅株式会社取締役
監 査 役 (社外)	中村 直樹	RSM清和監査法人パートナー、IPO支援室最高責任者

- (注) 1. 取締役 東俊介氏、上原仁氏、川名廣季氏は社外取締役であります。
2. 監査役 山下翔一氏、中村直樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山下翔一氏は、ベンチャー企業の創業者として経営及び財務における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

4. 監査役 中村直樹氏は、公認会計士であります。公認会計士としての財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の地位の異動はありません。
6. 当事業年度末日後の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
上原 仁	2026年1月16日	辞任	CoalisInc. ジェネラルパートナー 国立大学法人神戸大学客員教授

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	27,915 (3,600)	27,915 (3,600)	—	—	6 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	5,700 (3,000)	5,700 (3,000)	—	—	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	33,615 (6,600)	33,615 (6,600)	—	—	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第3期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は2名)です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第3期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名(うち社外監査役1名)です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	東 俊 介	100% (19回/19回)	—	元ハンドボール日本代表としてスポーツ業界に関する豊富な知見を活かし、スポーツビジネスに関する発言を積極的に行い、取締役としての役割、責務を十分に発揮しており、当社のスポーツビジネスの価値の向上に寄与されています。
取締役	上 原 仁	100% (19回/19回)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営戦略、リスク管理、財務等に関する発言を積極的に行い、取締役としての役割、責務を十分に発揮しております。また、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を行う等、当社のコーポレート・ガバナンス強化にも寄与されています。
取締役	川 名 廣 季	100% (19回/19回)	—	経営者としての豊富な経験と知識に基づき、経営全般にわたる助言・提言を積極的に行うなど、当社の事業価値の向上に寄与されています。
監査役	山 下 翔 一	100% (19回/19回)	100% (19回/19回)	企業等の創業に関わってきた経営者としての経験と知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督及び、経営全般にわたる発言を積極的に行うなど、十分な役割・責務を果たし、企業価値の向上に寄与されています。
監査役	中 村 直 樹	100% (19回/19回)	100% (19回/19回)	公認会計士としての経験と知識に基づき、リスク管理、財務等に関する発言を積極的に行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に、十分な役割・責務を果たされています。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人FRIQ

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査とその他の監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠当等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当該事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

当該事項はありません

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「倫理・コンプライアンス規程」に基づき、これに定められた基本方針、行動基準を、役員・従業員全員が遵守するよう徹底することとする。
- ロ. 「倫理・コンプライアンス規程」は共有フォルダに掲示するほか研修・勉強会等を通じて役員・従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。
- ハ. 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、当社の経営上の重要事項を報告・審議・決定するとともに、各取締役は相互にその業務執行を監督することとする。
- ニ. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
- ホ. 取締役が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、その旨を遅滞なく取締役会において報告することとする。
- ヘ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、「内部通報規程」に基づき、その運用を行うこととする。
- ト. 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を置くこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、リスク管理の基本方針として、当社の業務執行に係るリスクを洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合は、「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための態勢を整えることとする。
 - ハ. 管理部によりリスク情報の収集と分析を行ない、取締役会において対策の検討等を効率的に行うこととする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、経営の基本方針に基づき、当社の事業計画、年度予算を決定する。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「予算管理規程」等の社内規程やマニュアル等で、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細等について定め、実施することとする。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、迅速に必要な業務補助者を置くこととし、その任命、異動、評価等人事に関する事項については、取締役会に要請するものとする。
 - ロ. 業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑥ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の取締役及び使用人は、業務又は業績に重大な影響を及ぼす、又はそのおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を監査役に報告することとする。
 - ロ. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることとする。
 - ハ. 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わないものとする。
- ニ. 取締役は、「内部通報規程」による内部通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて監査役に報告することとする。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査役が会社法に基づく、その職務の執行のために必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
 - ロ. 監査役は、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- イ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。
 - ロ. 当社は、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成され、経営上の重要な事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。当事業年度の実績は、定例取締役会の12回を含めて計19回開催され、重要事項は全て付議されております。また、当社は社外取締役を選任し、企業経営の専門的知見に基づき、客観的視点から当社の経営全般に対する牽制及び監視を行ない、経営の公正性及び透明性を確保しております。

② 監査役会

当社は監査役会を設置しており、3名で構成されております。監査役は監査役会規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べています。

③ 内部監査の状況

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、被監査部門から独立した内部監査室に担当者1名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役会と情報交換を随時行ない、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。また、監査役会と内部監査担当者とは、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施しており、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行なっております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の最大化・株主合同の利益の確保に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

貸借対照表

2025年12月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	95,959	【流動負債】	213,821
現金及び預金	44,114	買掛金	46,199
売掛金及び契約資産	38,182	短期借入金	25,000
未収入金	1,135	1年内返済予定の長期借入金	29,352
前払費用	14,728	未払金	21,238
その他	350	未払法人税等	2,342
貸倒引当金	△2,551	未払消費税等	675
		契約負債	80,241
		預り金	5,876
		その他	2,896
【固定資産】	3,365	【固定負債】	110,257
(有形固定資産)	0	長期借入金	110,257
工具、器具及び備品	0		
(投資その他の資産)	3,365	負債合計	324,078
投資有価証券	23	純資産の部	
敷金	2,130	【株主資本】	△225,153
長期前払費用	1,201	資本金	246,490
長期未収入金	4,797	資本剰余金	208,990
貸倒引当金	△4,797	資本準備金	208,990
その他	10	利益剰余金	△680,633
		その他利益剰余金	△680,633
		繰越利益剰余金	△680,633
		【新株予約権】	400
		純資産合計	△224,753
資産合計	99,325	負債純資産合計	99,325

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

自 2025年1月1日
至 2025年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
スポーツ売上	74,216	
飲食売上	85,332	
サロン売上	329,519	489,069
売上原価		249,858
売上総利益		239,210
販売費及び一般管理費		314,562
営業損失 (△)		△75,352
営業外収益		
受取利息	97	
利子補給金	52	
その他	361	511
営業外費用		
支払利息	3,201	
その他	155	3,356
経常損失 (△)		△78,197
特別利益		
固定資産売却益	818	
関係会社株式売却益	15,177	15,995
税引前当期純損失 (△)		△62,201
法人税、住民税及び事業税		642
当期純損失 (△)		△62,844

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2025年1月1日
至 2025年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	175,490	137,990	137,990	△617,788	△617,788	△304,308
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	71,000	71,000	71,000			142,000
当 期 純 損 失				△62,844	△62,844	△62,844
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	71,000	71,000	71,000	△62,844	△62,844	79,155
当 期 末 残 高	246,490	208,990	208,990	△680,633	△680,633	△225,153

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	400	△303,908
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		142,000
当 期 純 損 失		△62,844
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		
当期変動額合計	-	79,155
当 期 末 残 高	400	△224,753

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、当事業年度において営業損失75,352千円、経常損失78,197千円、当期純損失62,844千円を計上しました。その結果、当事業年度末において224,753千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、子会社である九州アスティーダ株式会社（現九州カーナ株式会社）株式全株を売却し、さらに飲食事業においては全直営店舗からの撤退をいたしました。次年度においては、成長事業であるアスティーダサロンに経営資源を集約し、人員の重点配置及び営業体制の強化を行うことにより、当社が年2回実施するアスティーダエグゼクティブサロンをはじめとするコンテンツの質的向上及びプログラムの拡充を図り、提供価値の多層化を通じて事業の収益性の改善及び安定化に取り組んでまいります。

また、今後も必要に応じて資金調達を行うことにより、運転資金の安定的確保を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を、計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

(1) スポーツ関連事業

スポーツ関連事業においては、スポンサー収入が主な収益となります。これについては、顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。マッチデースポンサー等個別のイベント開催時におけるスポンサーその他の契約から生じる収入については、一時点で履行義務が充足することから、一時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 飲食事業

飲食事業においては、飲食店の運営による収入が主な収益となります。これについては、顧客に料理等の財又はサービスを提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(3) アスティーダサロン事業

アスティーダサロン事業においては、会員へのサービスの提供に基づく会費収益が主な収益となります。これについては、顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。

エグゼクティブサロン等個別のイベント開催時におけるスポンサー契約その他の役務提供契約から生じる収入については、一時点で履行義務が充足することから、一時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は契約に基づき前受又は段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額
売掛金 33,182千円
契約資産 4,999千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 520千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度年末の 株式数
普通株式	1,619,700株	142,000株	一株	1,761,700株

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当増資により142,000株の新様式の発行を実施したことによる増加分であります。

2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 83,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	192,633
未払事業税	359
貸倒引当金	2,198
研究開発費	224
減損損失	245
減価償却超過額	138
その他	137
繰延税金資産小計	195,938
評価性引当額	△195,938
繰延税金資産合計	—

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。また、短期間で決済されるため帳簿価額に近似する預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時 価(※)	差 額
長 期 借 入 金	(139,609)	(136,719)	△2,889

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※) 市場価格のない株式等の貸借対照表価額は以下の通りであります。

(単位：千円)

	当 事 業 年 度
非上場株式	23

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(136,719)	—	(136,719)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連者当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	早川 周作	被所有 直接 49.03	当社 代表取締役	当社不動産 賃貸借契約の 債務被保証	12,914	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の事業所物件の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については債務保証を受けている物件について、当事業年度に支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

2. 子会社の役員及び主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社の役員	川面 創	—	当社子会社の代表取締役	子会社株式の譲渡	15,177	関係会社株式	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2025年6月23日付で、当社の連結子会社であった九州アスティダ株式会社(現九州カーナ株式会社)の株式全株を売却したものです。取引条件については第3者機関への株価算定に基づき決定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	スポーツ 関連事業	飲食 事業	アステイ ーダサロ ン事業	計
売上高				
一時点で移転される財サ ービス	19,711	84,266	103,057	207,035
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	54,505	1,066	226,461	282,033
顧客との契約から生じる 収益	74,216	85,332	329,519	489,069
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	74,216	85,332	329,519	489,069

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債等の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	35,032
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	33,182
契約資産（期首残高）（注）1	4,999
契約資産（期末残高）（注）1	4,999
契約負債（期首残高）（注）2	139,140
契約負債（期末残高）（注）2	80,241

(注) 1 契約資産は顧客とのスポンサー契約において、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の対価に対する権利に関するものです。対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との間に契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、顧客と定められたスポンサー契約に基づいて請求し、受領しております。

なお、貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」と表示しております。

2 契約負債は主に顧客からの前受金に関するものであり、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は125,610千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 △127円80銭

1 株当たり当期純損失 △ 36円60銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社
取締役会 御中

監査法人FRIQ

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	石 川	浩 平
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	笠 原	寿 敦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、当事業年度末において債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及び附属明細書には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)について「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「監査法人F R I Q」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 監査役会

常勤監査役 兒玉 竜幸 ㊟

社外監査役 山下 翔一 ㊟

社外監査役 中村 直樹 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
1	はやかわ しゅうさく 早川 周作 (1976年12月17日生)	2003年2月 羽田孜元総理大臣秘書 2003年2月 リーディング総合法務事務所 所長 2011年12月 SHGホールディング株式会社代 表取締役 2018年2月 当社代表取締役（現任）	863,900株
	<p><候補者とした理由> 早川周作氏は、当社の創業者として琉球アスティーダを築き上げてきました。同氏は、8年にわたり当社の経営を指揮し、プロ卓球チームやアスティーダサロンなどの事業を手がけ、成果を上げてまいりました。当社は、豊富な知識・経験・実績を持つ早川氏を、取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能を高め、当社の中長期的な企業価値を向上させるために必要不可欠な人物であると判断し、同氏を取締役候補者としました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	てるや じょうじ 照屋 成次 (1979年5月16日生)	2000年6月 有限会社イマジン・プランニング入社 2002年5月 株式会社モブ・ブロックス・アソシエイツ代表取締役 2010年5月 株式会社琉球インタラクティブ取締役 2020年7月 当社執行役員 2022年12月 当社取締役(現任)	—
<p><候補者とした理由> 照屋成次氏は、現在、スポーツ関連事業の責任者として事業の推進に取り組んでおります。同氏の企業経営に携わってきた経験と、当社でのスポーツ関連事業の業務を執行してきた経験による知見を経営に活かし、将来にわたる企業価値の向上に貢献できる人材であると判断し、同氏を取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
3	あずま しゅんすけ 東 俊 介 (1975年 9月16日生)	1998年 4月 大崎電気工業株式会社入社 2016年12月 株式会社藤商 取締役 2018年 2月 当社 社外取締役 (現任) 2019年 4月 株式会社アーシャルデザイン Innovation事業部事業責任者 (現任) 2019年10月 当たるんですマーケティング株 式会社 取締役 2022年 6月 株式会社MAGNET (旧 当たるん ですマーケティング株式会社) 取締役 (現任) 2023年 4月 株式会社北國銀行ハンドボール 部 監督 (現任)	9,000株
<p><候補者とした理由></p> <p>東俊介氏は、社外取締役として長年にわたり当社の経営に携わっており、当社のスポーツビジネスに関する助言・提言をいただいております。同氏は、スポーツ業界に関する豊富な経験と見識を有しており、引き続きそれらの知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・相当性を確保するとともに、当社のスポーツ事業に関する経営の合理性及び専門性を高めることができる人材と判断し、同氏を社外取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
4	たかはし ひでゆき 高橋 秀幸 (1977年8月12日生)	2002年3月 株式会社アイ・ディ・アクセス (現 株式会社 i DA) 入社 2004年12月 株式会社ウィン・グループ入社 2007年1月 株式会社就職課入社 2008年1月 株式会社フェイス総研プランニ ング 取締役就任 2022年6月 株式会社秀實社を設立・代表取 締役に就任 (現任)	—
<p data-bbox="203 503 396 526"><候補者とした理由></p> <p data-bbox="203 532 982 612">高橋秀幸氏は、組織人事制度構築に高い専門性を有しており、同分野の課題解決に特化したコンサルティングファームである株式会社秀實社を設立し、代表取締役として企業支援に従事しております。</p> <p data-bbox="203 618 982 730">同氏の有する知見を当社のガバナンスの強化及び企業価値向上に活かし、取締役会の意思決定に対する監督機能の発揮を通じて、当社の経営の合理性及び専門性の向上に資することが期待できる人材と判断し、同氏を社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 東俊介氏、高橋秀幸氏は社外取締役候補者であります。
3. 東俊介氏は現在、社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって東俊介氏が8年1か月となります。
4. 当社は、東俊介氏、高橋秀幸氏が再任された場合、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令が定める限度額の範囲内で締結する予定であります。

第2号議案 資本金、資本準備金の額の減少並びに剰余金処分（欠損填補）の件

1. 資本金、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

なお、本件は貸借対照表の純資産の部における科目間の振替であり、当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はありませんので、1株あたり純資産額に変更はありません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額246,490,000円のうち196,490,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、資本金の額を50,000,000円といたします。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額208,990,000円のうち158,990,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、資本準備金の額を50,000,000円といたします。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 355,480,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 355,480,000円

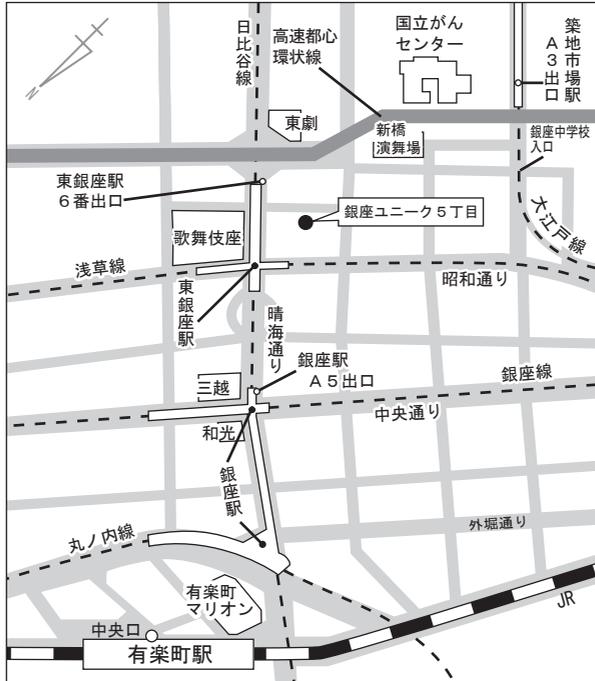
4. 剰余金の処分の内容

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026年2月27日 |
| (2) 株主総会決議日 | 2026年3月31日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2026年5月1日 |
| (4) 効力発生日 | 2026年5月8日 |

以上

●株主総会会場ご案内図

銀座ユニーク 5丁目
G401 カンファレンスルーム
東京都中央区銀座5丁目14番地6号
橋ビルII
電話 0120-751-185



【交通機関】

東京メトロ 東銀座駅 6番出口より徒歩1分
東京メトロ 銀座駅 A5出口より徒歩5分